

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

訓 令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

○福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

福島県企業局

○福島県企業局組織規程の一部を改正する訓令

正する規程

○福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局

○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

○福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会

○福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会

○福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

訓 令

福島県訓令第二十二号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。第五条の三第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 佐藤雄平

号ずつ繰り上げる。

別表第一の2の表地方振興局の部長及び出納室長の専決事項の欄中19を削り、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、同欄25中「27」を「26」に改め、同欄中25を24とし、26を25とし、27を26とし、28を27とし、29を28とし、同表地方振興局の課長の専決事項の欄9を削り、同欄10を同欄9とし、同表備考1中「19、25及び27から29」を「24及び26から28」に改め、同表備考2中「から10まで」を「及び9」に改め、別表第一の3の表保健福祉事務所及び保健所の部長の専決事項の欄中14を削り、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、同欄20中「22」を「21」に改め、同欄中20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、同表保健福祉事務所及び保健所の課長の専決事項の欄9を削り、同欄10を同欄9とし、同表保健福祉事務所及び保健所の出張所等の長の専決事項の欄11を削り、同欄12を同欄11とし、同表備考1中「14、20及び22から25」を「19及び21から24」に改め、同表備考2中「から10まで」を「及び9」に改め、別表第一の4の表農林事務所の部長(農業普及所長を含む。以下この表において同じ。)の専決事項の欄中14を削り、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、同欄20中「22」を「21」に改め、同欄中20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、26を25とし、27を26とし、28を27とし、29を削り、30を28とし、同表農林事務所の課長及び農業普及所の課長の専決事項の欄9を削り、同欄10を同欄9とし、同表農林事務所の出張所等の長(農業普及所長を除く。以下この欄において同じ。)の専決事項の欄11を削り、同欄12を同欄11とし、同表備考1中「14、20及び22から25」を「19及び21から24」に、「24及び25」を「23及び24」に改め、同表備考2中「から10まで」を「及び9」に改め、別表第一の5の表農業総合センターの部長(事務局長及び有機農業推進室長を含む。以下この表において同じ。)の専決事項の欄中14を削り、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、同欄20中「22」を「21」に改め、同欄中20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、26を25とし、27を26とし、28を27とし、29を削り、30を28とし、同表農業総合センターの出張所等の長の専決事項の欄11を削り、同欄12を同欄11とし、同表備考中「14、20、21」を「19、20」に、「22から25及び28から30まで」を「21から24及び27及び28」に改め、別表第一の6の表建設事務所長の専決事項の欄中19を削り、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、26を25とし、27を26とし、同表建設事務所の出張所等の長の専決事項の欄9を削り、同欄10を同欄9とし、同表建設事務所の出張所等の長の専決事項の欄13を削り、同欄14を同欄13とし、同表備考2中「から10まで」を「及び9」に改め、別表第一の7の表出先機関の長の専決事項の欄中19を削り、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、同表出先機関の課長の専決事項の欄9を削り、同欄10を同欄9とし、同表出張所等の長の専決事項の欄11を削り、同欄12を同欄11とし、同表備考中「から10まで」を「及び9」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第二十三号

本庁機 関
出先機 関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第八条第一号中「出先機関」を「この訓令の規定による服務に関する手続を庶務システム(電子計算機を利用して職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る事務の処理及び管理等を行う情報処理のシステムであつて知事が指定したものをいう。以下同じ。)」を利用して行わない公署として知事が指定する公署」に改め、同条第二号中「本庁機関」を「前号の規定により知事が指定する公署以外の公署」に改め、「(電子計算機を利用して職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る事務の処理及び管理等を行う情報処理のシステムであつて知事が指定したものをいう。以下同じ。)」を削る。
第十一条第一項中「超過勤務命令簿」を「超過勤務等命令簿」に改める。
第十六条第三項及び第十八条中「特定職員」を「庶務システムの利用に支障がある」とその他の理由によりその所属長が特に必要と認める職員」に改める。
第五号様式備考2中「第10条第2項第5号から第21号」を「第10条第2項第16号から第22号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第二十四号

本庁機 関

福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成二十一年福島県訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条中「(福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務のうち駐在員に係る事務を

除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(職員業務課)

福島県企業局

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成22年12月28日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第8号

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程

福島県企業局組織規程(昭和44年福島県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項の表本局の課の項中「本局の課」の次に「(認定担当課長にあつては、

経営企画課に限る。)」を加え、

課	長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課	長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課	長	上司の命を受け、特に指示された認定等
課	長	認定担当課長

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

(経営企画課)

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成22年12月28日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第9号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1課長専決事項の欄(経営企画課長特定専決事項)中5を削り、6を5とし、

7を削り、8を6とし、9を7とし、10を8とし、同表中 11 配車の決定

9 配車の決定

(認定担当課長特定専決事項

- 1 扶養手当の認定、寒冷地手当の世帯等の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定及び改定
- 2 職員の通勤の確認

に改め、同表備

考中「7、8及び11」を「6及び9」に改める。

別表第2事業所長専決事項の欄中10を削り、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、同表事業所の課長専決事項の欄(福島県企業局いわき事業所総務課長の特定専決事項)中2を削り、3を2とする。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

(総務課長)

福島県病院局

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年12月28日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第10号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程(平成16年福島県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1福島県立大野病院の項を削る。

別表第2本局の課の項中「本局の課」の次に「(認定担当課長にあっては、病院総務課に限る。)」を加え、

課	長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	---	-------------------------------

課	長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	---	-------------------------------

を に改める。

認定担当課長	上司の命を受け、特に指示された認定等に関する事務を掌理する。
--------	--------------------------------

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(総務課長)

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年12月28日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第11号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程(平成16年福島県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第1号中「福島県立南会津病院 南会病」を「福島県立南会津病院 南会病」に改める。

別表第1局長専決事項の欄30を削り、同表課長専決事項の欄(病院総務課長特定専決事項)中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を削り、9を7とし、10を8とし、11

を9とし、同表中

12 配車の決定

10 配車の決定

- 1 (認定担当課長特定扶養手当の認定、等の認定並びに住及び単身赴任手当
- 2 職員の通勤の確

定専決事項) 寒冷地手当の世帯 に改め、同表備考中「8、9及び12」を「7及び10」に改める。

居手当、通勤手当
の決定及び改定
認

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第14条の2の改正規定は、同
年4月1日から施行する。

(病院総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十九号

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会規程(昭和四十四年福島県選挙管理委員会告示第四号)の一部
を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 委員長の選挙等(第一条―第四条)
- 第二章 委員会の会議(第五条―第八条)
- 第三章 委員長の職務権限(第九条・第十条)
- 第四章 委員会の事務部局(第十一条―第二十四条)
- 第五章 文書等の管理及び公印(第二十五条―第三十二条)
- 第六章 雑則(第三十三条―第三十五条)

附則

第十二条第二項中「事務局に」の下に「副課長、」を加え、同条第六項中「主任主査」
を「副課長、主任主査」に改める。

第十三条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項
の次に次の一項を加える。

- 4 副課長は、上司の命を受け、特に指示された事務を整理する。
- 第十四条を次のように改める。

(事務局長等の専決事項)

第十四条 事務局長の専決事項は、別表第二のとおりとする。

2 事務局次長の専決事項は、別表第三のとおりとする。

第二十二条中「を除く」を「の」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第三

十五条とする。

第二十一条を第三十四条とし、第二十条を第三十三条とする。

第十八条及び第十九条を削る。

「第五章 補則」を「第五章 雑則」に改める。

第五章を第六章とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 文書等の管理及び公印

(郵便物等の受領及び文書等の收受等)

第二十五条 事務局に送達された郵便物、民間事業者による信書の送達に関する法律
(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書郵便物等(以下「郵便物等」
という。)は、事務局長があらかじめ指定する者(以下「文書管理主任」という。)
が受領するものとする。

2 文書管理主任は、前項の規定により受領した郵便物等(親展郵便物等(郵便物等の
外部に「親展」と記載された郵便物等をいう。以下同じ。))を除く。)の内容である
文書等(福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)第二条第十二号
に規定する文書等をいう。以下同じ。))又は事務局長が直接受領した文書等を、当該
文書等に係る事務を処理する者に配布するものとする。

3 前項の規定により文書等の配布を受けた者は、当該文書等を次により收受するもの
とする。

一 文書等(電磁的記録(福島県文書等管理規則第二条第十二号に規定する電磁的記
録をいう。以下同じ。))を除く。次号において同じ。)の余白に收受印(様式第一
号)を押すこと。

二 内容が軽易な文書等を除き、当該文書等に係る事務局長が別に定める事項を文書
管理システム(福島県文書等管理規則第二条第二十四号に規定する文書管理システ
ムをいう。以下同じ。)に記録すること。

三 文書管理システムに記録することができない電磁的記録にあつては、当該電磁的
記録に係る事務局長が別に定める事項を文書管理システムに記録すること。

4 文書管理主任は、第一項の規定により受領した親展郵便物等を開封せずに、当該親
展郵便物等の外部に收受印を押し、名宛人に配布するものとする。ただし、事務局長
は、当該名宛人が不在の場合であつて、必要があると認めるときは、当該親展郵便物
等を開封することができる。

5 前項の規定により親展郵便物等の配布を受けた者は、当該親展郵便物等の内容であ
る文書等を第三項の規定に準じて收受するものとする。

(文書等の記号等)

第二十六条 文書等の記号は、年度に相当する数字の次に「福選管」を加えたものとす
る。この場合において、文書等が秘密に属するものであるときは、「秘」の文字を記
号の次に加えるものとする。

(文書等の発信者名)

第二十七条 文書等の発信者名は、別に定めるものを除き、委員長名を用いるものとす

る。ただし、内容が軽易な事案に係る文書等については、事務局長名を用いることができる。

(文書等の保存)

第二十八条 事案の処理が完結した文書等（電子文書（福島県文書等管理規則第二条第十三号に規定する電子文書をいう。）を除く。）は、文書管理主任が、保存文書等目録（様式第二号）を作成し、保存するものとする。

(文書等の保存期間)

第二十九条 文書等の保存期間は、事務局長が別に定める。

(地方事務局における準用)

第三十条 第二十五条から前条までの規定は、地方事務局について準用する。この場合において、第二十五条及び前条中「事務局長」とあるのは「地方事務局長」と、第二十六条中「福選管」とあるのは「東北地方事務局にあつては「福選北」を、県中地方事務局にあつては「福選中」を、県南地方事務局にあつては「福選南」を、会津地方事務局にあつては「福選会」を、南会津地方事務局にあつては「福選南会」を、相双地方事務局にあつては「福選相」を、いわき地方事務局にあつては「福選い」を」と、第二十七条中「別に定めるものを除き、委員長名を用いるものとする。ただし、内容が軽易な事案に係る文書等については、事務局長名を用いることができる」とあるのは「地方事務局長名を用いるものとする」と読み替えるものとする。

(公印)

第三十一条 委員会の公印は、別表第七のとおりとする。

2 前項の公印の字体は、古印体を用いて浮彫りにするものとする。

3 公印を新調し、又は改刻したときは、公印の名称、印影、使用の開始日等必要な事項を告示するものとする。

(文書等及び公印の取扱い)

第三十二条 この規程に定めるもののほか、文書等の取扱いについては福島県文書等管理規則及び福島県公文例規程（昭和三十五年福島県訓令第十号）の例により、公印の取扱いについては福島県公印規程（昭和三十一年福島県訓令第二十三号）の例による。

第三十三条 第一項中「市町村総室の総括主幹」に、「及び地方振興局企画商工部に勤務を命じられた職員」を「並びに地方振興局企画商工部の部長、主幹、副部長、市町村支援課の課長及び主任主査並びに地域づくり・商工労政課の課長及び主任主査並びに地方振興局に勤務を命じられた職員のうち企画商工部に所属することとなる職員」に改め、第四章中同条を第二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(地方事務局長等の専決事項)

第二十二條 地方事務局長の専決事項は、別表第五のとおりとする。

2 地方事務局次長の専決事項は、別表第六のとおりとする。

(地方事務局次長等の代決等)

第二十三條 第十五条から第十九条までの規定は、地方事務局について準用する。この場合において、第十五条から第十七条までの規定中「事務局長」とあるのは「地方事

務局長」と、「事務局次長」とあるのは「地方事務局次長」と、第十六条中「第十四条」とあるのは「第二十二條」と、第十七条の表中「主幹」とあるのは「地方事務局次長があらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

第十六條を第二十一條とし、第十五條を第二十條とし、第十四條の次に次の五條を加える。

(専決の制限)

第十五條 前條の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、事務局長の専決事項にあつては委員長の、事務局次長の専決事項にあつては上司の決裁を受けなければならない。

一 特に指示を受けた事項

二 特に重要又は異例であると認められる事項

三 疑義、紛議又は紛争がある事項

(専決の報告)

第十六條 第十四條の規定により専決したもののうち必要と認められるものについては、事務局長の専決事項にあつては委員長に、事務局次長の専決事項にあつては上司に報告しなければならない。

(代決)

第十七條 決裁権者が不在のときは、次の表に定める区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者がその事務を代決することができる。

決裁権者	第一次代決者	第二次代決者
事務局次長	事務局次長	事務局次長があらかじめ指定する者
事務局次長	主幹	

(代決の制限)

第十八條 前條の規定により代決することのできる事務は、緊急の施行を要するものに限るものとする。

(後関)

第十九條 代決した事務については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、あらかじめ決裁権者から後関を要しない旨の指示を受けた事項及び定例又は軽易な事項については、この限りでない。

別表第二に次の三号を加える。

四 事務局長の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること。

五 事務局長の週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更に関すること。

六 事務局長の代休日の指定に関すること。

別表第三第三号中「職員」の下に「（事務局次長を除く。）」を加え、同表第四号中「専任の書記に限る」を「事務局次長を除く」に改め、同表第五号中「（専任の書記に限る）」

平成二十二年十二月二十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会事務局規程（昭和五十九年福島海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「専任の職員」の下に「及び専任の職員以外の職員であつて、事務局の事務に従事することを本務とするもの」を加え、「次号及び第十四号」を「以下この条」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 職員の育児休業（その期間の延長を含む。）、育児短時間勤務（その期間の延長を含む。）及び部分休業の承認に関すること。

第六条中第十号から第十三号までを削り、第十四号を第十号とし、第十五号を第十一号とする。

附 則

この規程は、平成二十三年一月一日から施行する。